

卒業の認定に関する方針

鹿児島県理容美容専門学校の学則第16条課程修了の認定、卒業の認定により規定され校長が認定する。

(課程修了の認定、卒業の認定)

第16条 前条に定める授業課目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行い、課程を修了したと認められた者には、卒業を認定し卒業証書を授与する。

2 卒業認定は、次に定める規定に基づき実施する。

(1) すべての履修課目が修了と認定され、且つ、総授業時数9割以上の出席ある者に対して卒業認定を行う。

(2) 学則第26条に抵触しないこと。

3 補講については、校長が適当と認めた場合に行うものとする。

前条(第15条) 授業課目の成績評価は、学期末試験、実技試験、履修状況等を総合的に勘案して行う。60点以下の課目は補講を実施し、及第点を採れるまで指導を行う。

第24条 授業料その他の給付金を3ヶ月以上滞納し、督促に応じない者は除籍することができる。

以上